

議案第23号 令和2年度習志野市一般会計補正予算（第4号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	818億5,364万8千円
	補正額	2億1,179万1千円
	補正後	820億6,543万9千円

- （歳出概要）
- ・介護保険特別会計繰出金
 - ・小中学校ネットワーク整備事業

議案第24号 令和2年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第27号習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に合わせ、低所得者の介護保険料を減額し、併せて一般会計繰入金を増額する財源調整を行うものです。

議案第25号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急対応の一つとして、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の給与の支給について減額措置を講ずるため、特例として次のとおり改正するものです。

- 1 減額割合
給料月額及び期末手当を10%減額して支給します。
- 2 適用期間
令和2年7月1日から令和3年3月31日までとします。

（施行期日）
公布の日から施行します。

議案第26号 習志野市中小企業資金融資の利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響により、「習志野市中小企業資金融資条例」に基づく融資を受けた中小企業者に対し、その借入金の利子について、全額を補給することができるよう、改正するものです。

（施行期日）
公布の日から施行します。

議案第27号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

消費税率の引上げによる低所得者の保険料軽減強化のため、「介護保険法施行令」が改正されました。このことに伴い、第1号被保険者（65歳以上の者）に係る令和2年度の保険料のうち、市町村民税非課税世帯が対象である第1所得段階から第3所得段階までの保険料を次のように改正するものです。

所得段階	対象となる基準所得金額等	保険料 / 年	
		改正前	改正後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 (市町村民税世帯非課税) ・市町村民税世帯非課税者 (前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下) 	22,280円	17,430円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税者 (前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下) 	33,900円	25,830円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税者 (前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超) 	44,880円	43,260円

(施行期日等)

公布の日から施行し、令和2年度分の保険料について適用します。

議案第28号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和2年度習志野市一般会計補正予算(第1号))

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算 補正前 634億円
 補正額 1億1,005万円
 補正後 635億1,005万円

(歳出概要) ・新型コロナウイルス感染症生活資金貸付事業
 ・新型コロナウイルス感染症経営支援金貸付事業

(専決処分日)
 令和2年4月23日

議案第29号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和2年度習志野市一般会計補正予算(第2号))

国の令和2年度補正予算(第1号)を受け、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を実施するに当たり経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	635億1,005万円
	補正額	177億7,462万6千円
	補正後	812億8,467万6千円

- (歳出概要)
- ・ 特別定額給付金給付事業
 - ・ 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

(専決処分日)
令和2年4月30日

議案第30号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和2年度習志野市一般会計補正予算(第3号))

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	812億8,467万6千円
	補正額	5億6,897万2千円
	補正後	818億5,364万8千円

- (歳出概要)
- ・ 生活困窮者自立支援事業
 - ・ 介護サービス事業者支援事業
 - ・ 障害福祉サービス事業者支援事業
 - ・ 民間保育施設入所児童助成事業
 - ・ ひとり親家庭等(児童扶養手当受給者)臨時特別支援給付金支給事業
 - ・ 地元のちから復活応援事業
 - ・ 救急活動事業費
 - ・ 給食センター管理事務費
 - ・ 単独校給食運営費

(専決処分日)
令和2年5月15日

議案第31号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和2年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	138億7,792万8千円
	補正額	160万円
	補正後	138億7,952万8千円

（歳出概要） ・ 傷病手当金

（専決処分日）

令和2年4月30日

議案第32号 専決処分した事件の承認を求めることについて（習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について）

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の取組の一環として、「習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金条例」を制定する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を推進する必要があることから、市民等からの寄附による支援を含め、本市が一体となって支え合うため、新たに「習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金」を設置したものです。

（専決処分日）

令和2年4月30日

（施行期日）

公布の日

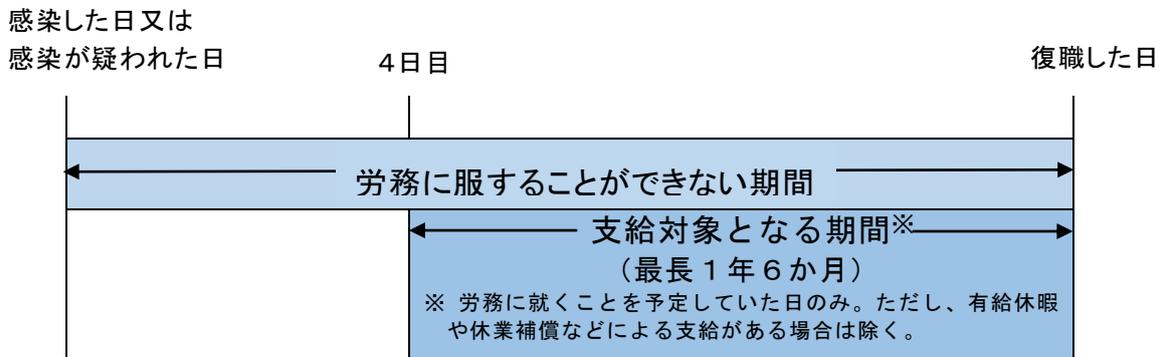
議案第33号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、習志野市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 支給対象者等

支給対象者	国民健康保険に加入している給与所得者（被用者に限る。）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる者
支給額 (1日当たり)	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3 ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額÷30×2/3に相当する金額(令和2年3月時点:30,887円)を超えるときは、その金額とする。

2 支給対象となる期間



(専決処分日)
令和2年4月30日
(施行期日等)
公布の日(令和2年1月1日から適用)

議案第34号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

「千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が令和2年5月1日に公布されました。

このことに伴い、習志野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

傷病手当金の支給申請書の受付

千葉県後期高齢者医療広域連合が、給与所得者(被用者に限る。)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる者に対し、傷病手当金を支給することとしました。

このことに伴い、傷病手当金の支給に係る申請書の受付について規定したものです。

(専決処分日)

令和2年5月1日

(施行期日)

公布の日

議案第35号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布されました。このことに伴い、習志野市税条例等の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 固定資産税関係

(1) 所有者不明土地等に係る課税制度の見直しをしました。

ア 登記簿等の所有者が死亡している場合、土地又は家屋を現に所有している者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な申告をさせることを可能としました。

なお、正当な事由がなく申告しなかった場合は、その者に対して10万円以下の過料を科します。

イ 所有者不明の土地又は家屋について、調査を行っても所有者が一人も明らかにならない場合、使用者を所有者とみなして課税することを可能としました。

(2) 固定資産税課税標準の特例措置に関する「わがまち特例」について、縮減及び廃止しました。

区分	対象資産	特例率 [※]	
		改正前	改正後
縮減	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で出力が5,000kw以上のもの(認定発電設備であるものに限る。)	3分の2	4分の3
廃止	公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の対象施設及び装置の一部	2分の1	—

※ 課税額を減額するため、課税標準額に乗じる割合

2 その他

地方税法等の規定に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

令和2年3月31日

(施行期日)

令和2年4月1日

議案第36号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年4月30日に公布されました。このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続

地方税法等において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少(前年同期比おおむね20%以上減少)した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける改正が行われたことに伴い、条例にその手続を規定したものです。

2 その他

地方税法等の規定に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

令和2年5月1日

(施行期日)

公布の日